

第3期 釧路市地域福祉計画

2018年度～2027年度

(別冊)「釧路市再犯防止推進計画」



令和5年3月

釧路市

1 計画策定の根拠等

再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

再犯防止推進法においては、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務が、国だけではなく地方公共団体にもあることが明記されたとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされ、北海道では、令和3年3月に、北海道再犯防止推進計画が策定されています。

また、地方再犯防止推進計画は、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能とされています。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 第3期釧路市地域福祉計画（別冊）「釧路市再犯防止推進計画」について

本市において、再犯防止の取組を推進するため、第3期釧路市地域福祉計画（2018（平成30）年3月に策定）の「基本目標2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり」、「基本方針3 安全で安心な地域づくりの推進」の項目に、再犯防止の取組を盛り込み、本計画を再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

2018（平成30）年3月に策定した地域福祉計画及び別冊として作成した釧路市再犯防止推進計画を合わせて、第3期釧路市地域福祉計画として位置づけます。

【主な内容】

本書 ページ	内容
3 ページ	地域福祉計画 P. 4 の概念図（各種行政計画、社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との関係）において、釧路市再犯防止推進計画を包含する旨を示します。
4 ページ	地域福祉計画「第4章 目標達成に向けた取り組みの推進」、「基本目標2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり」、P. 23 の「基本方針3 安全で安心な地域づくりの推進」の項目に、再犯防止推進計画の内容を追加します。

【施策の体系（抜粋）】 地域福祉計画 P. 18

【基本目標】

2 それぞれが連携・協働し
合う環境づくり

【基本方針】

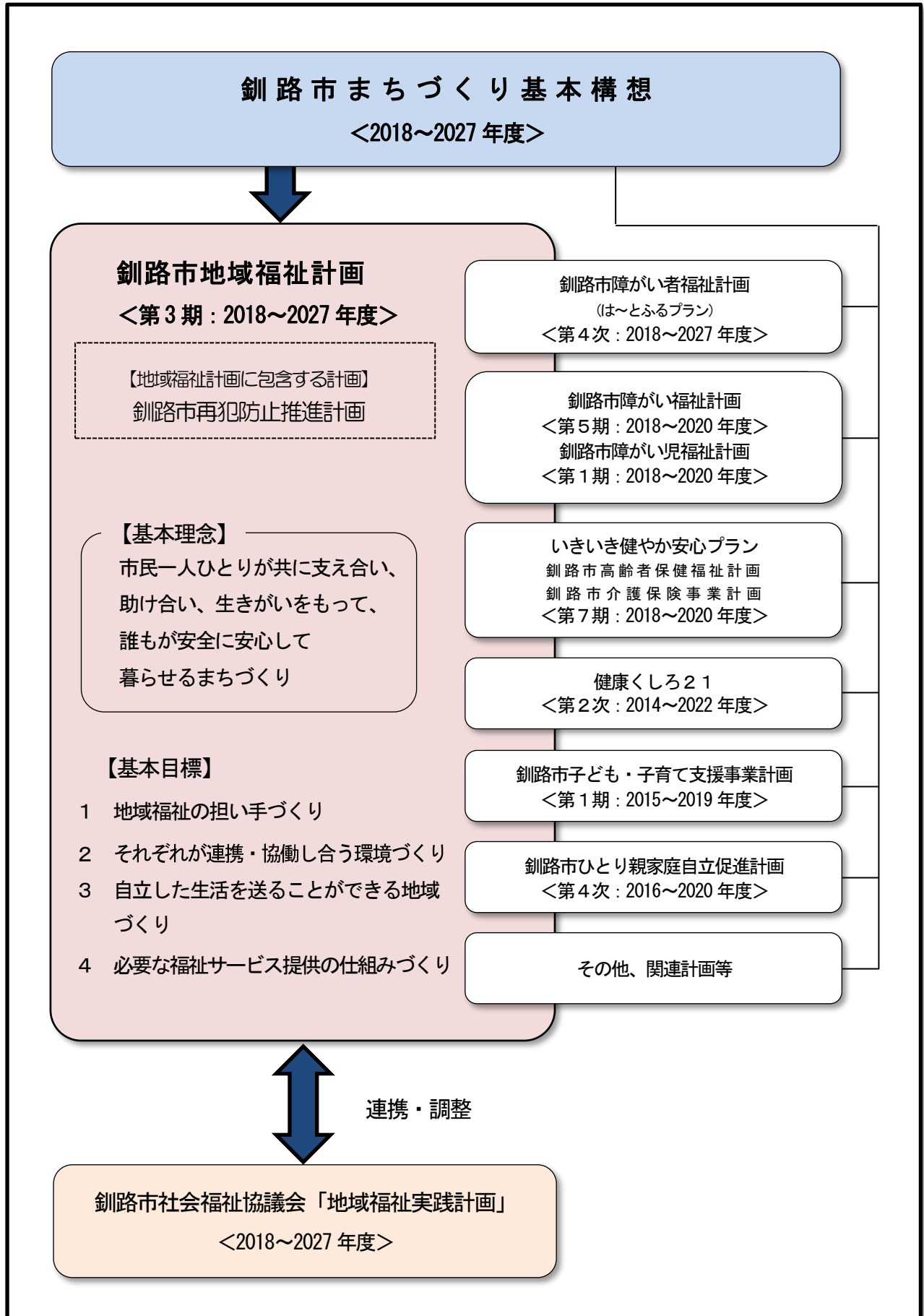
(1) 住民相互のネットワーク
づくりの推進

(2) 各種団体のネットワーク
づくりの推進

(3) 安全で安心な地域づく
りの推進

【追加】 再犯防止推進計画

○概念図：各種行政計画、社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との関係



基本方針3 安全で安心な地域づくりの推進

■現状と課題

全国の刑法犯の検挙件数及び人員は、令和2（2020）年まで16年連続で減少していますが、刑法犯の検挙人員中に占める再犯者数の割合（再犯者率）については上昇傾向にあります。

犯罪を減らし新たな犯罪被害者を生まないためにも、過去に犯罪をした人等が地域社会の一員となれるよう社会復帰を促進し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が重要な課題となっています。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居といった居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物依存を有している、十分な教育を受けていないなど、様々な支援を必要としている人が多く存在していることから、円滑な社会復帰や地域生活に向けた支援を行う必要があります。

社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが必要です。

■取り組みの方向（めざすべき姿）

犯罪をした人等が円滑な社会復帰ができるよう、国や北海道、民間団体と連携し支援を行うとともに、地域住民の理解と協力の推進を図ります。

■それぞれの役割

主体	役割（できること）
一人ひとり （自助）	◇更生や社会復帰に要する支援について、関心を高めましょう。
地 域 （共助）	◇立ち直ろうとする人を地域で支え、受け入れることのできる地域社会の構築に務めましょう。
市社協 （共助）	◇地域における支援体制の充実に向けて関係機関との連携を深めるとともに、社会福祉協議会のネットワークを通じ、地域生活課題の把握に努めます。 ◇市社協事業による相談体制により問題を抱える人を把握し、専門機関や支援制度につなげます。
釧路市 （公助）	◇再犯を防止するため、犯罪をした人等の状況に応じて、住民サービスへ円滑につなげるよう関係機関との連携を図り社会復帰を支援するとともに、地域の理解と協力の推進に取り組みます。 ◇安全・安心な地域づくりに寄与する保護司会などの更生保護関係団体の活動を支援します。